

平成 28 年度税制改正の概要について

(個人住民税・軽自動車税関係)

1 個人住民税

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例の創設

相続等による被相続人の居住用家屋（空き家）を取得した者が、一定の要件のもと当該家屋又は除却後の敷地を譲渡した場合には、居住用財産を譲渡したとみなして、居住用財産の譲渡をした場合の最大 3,000 万円の特別控除（租税特別措置法第 35 条）を適用できるよう改正するもの。（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの譲渡について適用）

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る特定一般用医薬品（いわゆるスイッチ OTC 薬）の購入費について年間 1 万 2 千円を超えて支払った場合は、その購入費のうち 1 万 2 千円を超える額を所得控除できる制度（上限 8 万 8 千円）を医療費控除の特例として導入する。（平成 30 年度分から平成 34 年度分の個人住民税について適用）

※スイッチ OTC 薬：要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のこと。

2 軽自動車税

(1) 軽自動車税環境性能割の創設

軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入する。これに伴い、現行の軽自動車税は、軽自動車税種別割として課税する。軽自動車税環境性能割は、三輪以上の軽自動車の取得にあたりその取得者に対して、当該軽自動車の環境性能に応じた税率を適用し、主たる定置場所所在の区市町村が課するものである。平成 29 年 4 月 1 日に施行し、同日以後の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する。

【乗用車（自家用）】

対 象 車		税 率 等
①	電気自動車、天然ガス軽自動車	非課税
②	平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成車	
③	平成 32 年度燃費基準達成車	1.0%
④	平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成車	2.0%
⑤	上記以外の車	2.0%

※免税点：取得価額 50 万円以下

(2) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

現行の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度中に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る）について適用する。（現行：平成27年度中の新車新規取得のみ適用）